

学会活動におけるハラスメントの防止に関する規定

(目的)

第1条 本規定は、学会の倫理規則第2条第3号に基づき、学会活動におけるパワーハラスメントおよびセクシュアルハラスメント（以下「学会活動におけるハラスメント」という）を防止するために会員が遵守すべき事項、およびその違反に対する学会の相談・調査・懲戒手続の特則を定める。

なお、この規定にいう会員とは、定款第6条に定めるすべての会員を含むものとする。

(パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントの定義)

第2条 パワーハラスメントとは、優越的な関係を背景とした言動であつて、学会活動上の必要かつ相当な範囲を超えたものにより、学会の活動環境を害することをいう。なお、客観的にみて、学会活動上必要かつ相当な範囲で行われる適正な指示や措置については、学会活動におけるパワーハラスメントには該当しない。

2項 セクシュアルハラスメントとは、学会活動において他の者に対し性的な言動を行ないその対応により利益・不利益を与えること、又は性的な言動により学会の活動環境を害することをいう。

3 項 第 1 項、第 2 項の学会活動とは、学会の総会や学術集会に限らず、学会の活動のため会員が活動するすべての場面・時間をいい、対面と電話・手紙・文書、メール・オンライン等電子的通信によるものを含むものとする。

(禁止行為)

第 3 条 すべての会員は、他の会員及び学会活動に参加する他者の人格を尊重し、ともに活動を支える相手として、健全な秩序並びに協力関係を保持する義務を負うとともに、その言動に注意を払い、学会活動において次の第 2 項から第 5 項に掲げる行為をしてはならない。

2 項 パワーハラスメントとは、第 2 条第 1 項の要件を満たした以下のような行為をいう。

1 号 殴打などの身体的攻撃

2 号 人格を否定するような言動ないし脅迫的な言動をするなどの精神的攻撃

3 号 自身の意に沿わない会員に対し、その活動を妨害したり、活動から外したり、人間関係から切り離す行為

4 号 長期間にわたり、肉体的精神的苦痛を伴う過酷な環境下での作業を強いるなどの過大な要求

5 号 他の会員の性的指向・性自認や病歴などの機微な個人情報を、本人の了解を得ずに他の者に暴露するなどのプライバシー侵害行為

3 項 セクシュアルハラスメントとは、第 2 条第 2 項の要件を満たした以下のような行為をいう。

1 号 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言

2 号 わいせつ図画の閲覧、配付、掲示

3 号 個人の性的なうわさを流布すること

4 号 不必要な身体への接触

5 号 交際・性的関係の強要

6 号 性的な言動への抗議又は拒否等を行った他者に対して、不当な評価や非難等の不利益を与える行為

7 号 その他、相手方及び他の者に不快感を与える性的な言動

(懲戒)

第 4 条 前条の行為を行った会員に対しては、その行為の悪質性、被害者が被った被害の状況、学会活動に及ぼした影響に照らし、倫理規則第 3 条第 1 号から第 3 号までに定める戒告、活動資格停止、もしくは除名の懲戒処分を行なう。

(相談及びハラスメント行為への相談・調査)

第 5 条 倫理委員会は、倫理違反申立窓口内にハラスメント相談・申立窓口を設け、倫理委員会委員長は、ハラスメント相談の担当者として若干名の者を指名し、学会ウェブサイトにて公表する。相談を求める者は、倫理委員会が定める手続きに従い、倫

理委員長により指名された相談担当者の中から選んだ任意の者に対し、ハラスメントを相談することとする。

2 項 学会活動におけるハラスメントは、行為の直接の被害者に限らず、すべての会員及び活動参加者が前項の相談を経て申し立てることができる。

3 項 倫理委員長は、関係者のプライバシーと利害関係に配慮した上で、相談担当者に相談者・被害者・行為者から事実関係を聴取させ、聴取の結果ハラスメントの疑いを生じたときには申立人及び被申立人のとの利害関係に配慮して、事実関係を調査する者（複数名）を選定し、必要な調査を行なわせる。

4 項 前項の事実調査を学会の外部の独立の第三者に行わせることが相当である場合の手続きは、倫理規則第 5 条 2 項に従う。

5 項 第 2 項及び 3 項による事情聴取及び事実調査の過程で、被害者が行為者等との関係調整を希望した場合には、相談員ないし調査担当者は倫理委員長の同意を得て、関係調整を試みることができる。

6 項 倫理委員長は、理事会に対し、関係者のプライバシーに配慮しつつ、定期的に相談窓口に寄せられた相談・調査の件数及び内容を報告するとともに、調査を終了したときは、直近の理事会においてその結果を懲戒処分に関する意見を付して報告する。

(懲戒に関する理事会の決定)

第6条 倫理委員長もしくは第三者委員会の報告に基づく理事会の決定は、倫理規則

第6条に従う。

(懲戒処分の公表)

第7条 前項の処分に関する公表は、申立人・関係人のプライバシーに配慮しつつ、

倫理規則第7条に従い行う。

(守秘義務)

第8条 倫理規則第8条の規定は、ハラスメントの相談・調査・処分への関わりに準

用する。

(ハラスメント防止の啓発)

第9条 倫理委員長は、学会活動でハラスメントを生じないよう、適宜、必要な事項

の周知と研修を実施する。

(活動体制への配慮)

第10条 理事会は、学会活動を行う上でハラスメントが起こらないよう、体制作り

と役職の分担に配慮し、適宜見直しを行う。

附則 本規定は令和7年7月31日より実施する。